

# 石川県新行財政改革大綱

～ 県民の視点に立った行財政運営を目指して～

平成14年12月

石 川 県

# 目 次

はじめに	1
基本理念	2
基本の方針	2
行財政改革の実施方法	4
行財政改革の内容	
1 県民参加の促進と県民ニーズの把握	
(1) 県民の視点に立った行政運営の推進	6
(2) 縦割り行政から脱却するための政策調整機能の強化と政策の選択	7
2 政策実行のための体制・運営システムの見直し	
(1) 組織や仕組みの見直し	8
(2) 財政運営の見直し	12
(3) 県の仕事とその進め方を見直し	14
3 組織活性化のための人材の育成・確保	
(1) モチベーションの強化	16
(2) 研修の充実などを通じた資質の向上	16
(3) 幅広い人材の登用	17
(参考資料) 財政の中期見通し	18

## ～ はじめに ～

21世紀初頭の今、わが国は、グローバル化、情報化など地球的規模での変革のただ中にあり、社会経済制度の全般にわたり、新たなシステムへの「再生」に向けた胎動が始まりつつある。

とりわけ、地方行政の分野では、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方の自律性が発揮できる領域が拡大する一方で、県税収入がかつてない落ち込みをみせるといった厳しい環境にある中、各地方自治体がその政策を競い合う「地域間競争」の時代に突入している。

本県においては、これまで平成11年度から平成15年度を計画期間とした行財政改革大綱の実践に取り組んできたところであるが、このように県政を取り巻く環境がこれまで以上に急激に変化してきており、限られた経営資源の中で従来にも増して県民本位の政策を実行していくためには、行財政システム全般にわたるさらなる改革と再構築を図っていくことが喫緊の課題である。

そのため、地方分権時代にふさわしい柔軟で機動的な行財政システムの構築を目的に、本県の未来を切り拓くための行財政運営の改革指針として本大綱を策定し、以下の諸改革に全職員が一丸となって果敢に取り組んでいきたい。

## 基本理念

コスト・スピード・サービスの質を重視した、県民の視点に立った行財政運営

## 基本の方針

自己決定・自己責任の地方分権時代にあって、健全財政の維持を念頭に、県民の視点に立ち、成果を重視した行財政システムの構築を目指す。

このため、県民参加の促進と県民ニーズの把握、新たな時代における政策実行のための体制・運営システムの見直し、組織を活性化させるための人材の育成・確保に関する諸改革を実施する。

### 1 県民参加の促進と県民ニーズの把握

県民ニーズや県民満足度などを的確に把握し、政策・施策に反映する仕組みづくりや施策・事務事業を適切に執行するために目標管理型の行政経営システムの導入を行う。

また、縦割り行政から脱却するために、政策立案・調整機能を強化するとともに、政策の選択と重点化を図り、県民の政策に対する満足度を向上させるため、行政評価等を活用した予算編成を推進する。

## 2 政策実行のための体制・運営システムの見直し

「人、モノ、財源」といった限られた経営資源の中で簡素で効率的な行財政運営を行っていくため、県民に対するサービス水準の維持・向上にも配慮して、職員定数の見直しや本庁、出先機関、公社等外郭団体などの再編合理化を図るとともに、ITの活用や決裁権限の移譲等による業務のスピード化を推進する。

さらに、歳入・歳出全般にわたって見直しを行い、財政の健全性を維持する。

## 3 組織を活性化させるための人材の育成・確保

職員の政策形成能力を向上させるため、より効果的・実践的な研修体系を構築するとともに、職員のモチベーションを高めるため、能力・実績に応じた評価・給与制度の導入などを図る。

また、民間経験者等の多様なキャリア、スキルをもつ人材の登用等を図る。

## 行財政改革の実施方法

### 1 実施期間

平成15年度から平成19年度までの5年間とする。

### 2 実施体制

#### (1) 県民の意見、提案の行財政改革への反映

行財政改革に関する県民の意見、提案の把握については、議会の審議や県民からの広聴などによるほか、引き続き、民間有識者からなる行財政改革推進委員会の審議をもって対応し、行財政改革に反映する。

#### (2) 行財政改革の進行管理の徹底

庁内の行財政改革推進本部を中心に全庁的な体制で改革の実現に取り組むこととし、経営管理課（仮称）においてその進行管理を行うものとする。

### 3 実施計画と実施状況の公表

本大綱に基づく各年度ごとの行財政改革の実施計画及び前年度の実施状況については、各年度ごとに公表するものとする。

### 4 数値目標の設定

行財政改革の実施にあたっては、できる限り実施年度を含めた数値目標を設定し、計画的な実施に努める。

年度の表示のない項目は、平成15年度からの実施予定とする。

「年度以降」と表示した項目は、今後諸条件の整備等を行い、各年度毎の実施計画に記載して実施年度を明確化する。

## 5 大綱の改定

本大綱の改革項目の進捗状況や社会経済情勢の変化等により新たに取り組むべき課題への対応を図るため、必要に応じて適切な改定を行うものとする。

## 6 国に対する要望

自己決定・自己責任に基づく地域主導型社会を形成するため、税財源の移譲等を含む真の地方分権改革を実現するよう、引き続き、全国知事会等を通じて国に対し強く要望する。

## 行財政改革の内容

### 1 県民参加の促進と県民ニーズの把握

#### (1) 県民の視点に立った行政運営の推進

分権型社会を構築していくためには、何よりも住民と行政が連携して行政運営を進めていかなければならない。このため、県民ニーズや県民満足度などを的確に把握し、政策・施策に反映する仕組みづくりや施策・事務事業を適切に執行するために目標管理型の行政経営システムの導入を行う。さらには、県民との協働体制の整備や県政への県民参加の仕組みづくりなどを行う。

#### ア 県民ニーズを的確に把握する仕組みづくり

- ・ 広報広聴機能と調査統計機能の連携強化  
企画開発部統計課を県民文化局へ移管
- ・ 県民ニーズ（満足度）調査の実施  
定期的に政策・施策の重要度・満足度等を調査
- ・ 県ホームページを活用した政策提案・行政相談窓口の開設

#### イ 目標管理型の行政経営システムの導入（H15年度試行）

- ・ 所属及び職員の目標の設定と成果の評価  
目標設定 実行 評価 改善の業務執行サイクルの確立
- ・ 所属長による事務事業の進捗管理の徹底  
所属ごとの定期的なマネジメント会議の開催など

#### ウ 住民との協働体制の整備

- ・ 公共施設の管理について住民・NPOへの委託等の拡充
- ・ NPOとの人材交流の実施
- ・ NPOに関するデータベースの構築
- ・ NPO協働コーディネーターの養成

#### エ 県政への県民参加の仕組みづくり

- ・ 県政モニター制度の活性化



- ・パブリックインボルブメント制度の導入  
構想策定段階からの県民参加
- ・パブリックコメント制度の導入  
素案段階において県民意見を聴取

オ 県政情報の提供機能の強化

- ・県ホームページの充実
  - ・県公報、県財政のバランスシート、試験研究成果などの掲載
  - ・県民からの要望・提案及び回答、審議会等議事録などのすみやかな掲載
- ・施策等の内容を出張して説明する出前プレゼンテーションの実施

(2) 縦割り行政から脱却するための政策調整機能の強化と政策の選択

これからは、中央省庁が立案した政策の執行を優先する従来の体制から、県民の視点に立った政策立案機能を有する総合的な行政機関として、さらに充実していかなければならない。このため、政策立案・調整機能を強化するとともに、政策の選択と重点化を図り、県民の政策に対する満足度を向上させるため、行政評価等を活用した予算編成を推進する。

ア 部局間の調整機能の強化

- ・総務部に政策調整監（仮称）と経営管理課（仮称）を新設  
各部局の企画調整室（仮称）と連携

イ 部局内の企画調整機能の強化

- ・原則として、各部局に企画調整室（仮称）を設置  
各部局に予算配分権限、組織・定数等権限の一部を移譲

ウ 行政評価等を活用した予算編成の推進

- ・行政評価を通じた政策の重点化と事務事業の見直し
- ・公共事業評価制度の構築

## 2 政策実行のための体制・運営システムの見直し

### (1) 組織や仕組みの見直し

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した政策を実行するため、「人、モノ、財源」といった限られた経営資源を最大限に活かす組織や仕組みの構築を図る。

#### 本庁組織の再編

本庁組織については、職員の総戦力化や意思決定の迅速化を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドを念頭に、縦割り行政の弊害を極力排除するため、政策立案・調整機能を強化し、併せて、施策課題対応型の組織再編を図る。

#### ア グループ制の導入（H15年度試行）

意思決定の迅速化を図り、高度化する業務に最少の職員で対応するための中間管理層を極力省いたフラットでスリムな組織の導入

#### イ 部局間の調整機能の強化

・総務部に政策調整監（仮称）と経営管理課（仮称）を新設（再掲）

#### ウ 部局内の企画調整機能の強化

・原則として、各部局に企画調整室（仮称）を設置（再掲）

#### エ 企画開発部における地域振興機能の強化

・市町村振興に係る計画立案業務等を総務部地方課から移管  
・県立大学を総務部総務課から移管（H17年度）

#### オ 広報広聴機能と調査統計機能の連携強化（再掲）

#### カ 子ども施策の一元化（知事部局）

・児童会館、青少年健全育成等の業務を県民文化局女性青少年課から健康福祉部へ移管

キ 食の安全に係る施策の連携強化

- ・健康福祉部に健康福祉部・環境安全部・農林水産部連携の食品安全対策室（仮称）を新設

ク 水環境対策、ゼロエミッション対策の充実等のための環境安全部の再編強化

- ・環境政策課に水環境創造室（仮称）を新設
- ・環境整備課を廃棄物対策課（仮称）とし、同課の廃棄物処理対策事業推進室を資源循環推進室（仮称）に再編

ケ 消費者重視などに配慮した農林水産部の再編強化

- ・農政課を農林水産政策課（仮称）に改め、農林水産分野の企画調整機能を強化
- ・農林水産物の消費・流通施策を一元化するため、消費流通課（仮称）を新設
- ・農林水産分野の担い手施策を大括り化し、担い手対策室（仮称）を新設
- ・農業と畜産の連携強化の観点から、農産課と畜産課を統合し、農畜産課（仮称）を新設
- ・業務の効率化等の観点から、土地改良部門、中山間振興部門をそれぞれソフト、ハードの機能により再編

コ 教育委員会事務局の再編

- ・保健厚生課と体育課を統合し、スポーツ健康課（仮称）と庶務課福利厚生室（仮称）に再編

出先機関の再編

出先機関については、県民サービスに配慮しながら、交通通信網の発達や産業構造の変化など、社会経済情勢の変化に応じた機関の再配置や機能の見直しを行い、スリム化を図る。

ア 9つある農林総合事務所・土木事務所の再編（H16年度以降）

- ・農業改良普及指導や道路、河川等の公物管理業務は、これまで通り

9つの単位で実施する一方で、庶務管理部門、土地改良、林業振興、設計施工・完成検査などの業務は現事務所の半数程度の事務所に集約

区域は、奥能登、中能登、県央、石川、南加賀といった5区域が基本

イ 試験研究機関の分場等の見直し

- ・ 農業総合研究センター河北潟分場の機能を本場へ移管
- ・ 農業総合研究センター果樹実証圃の廃止（H16年度以降）
- ・ 農業情報センターの廃止
- ・ 林業試験場志賀分場の廃止

ウ 公の施設の見直し（H15年度総点検実施）

エ 地方独立行政法人制度の検討

県立大学、病院、試験研究機関等を対象として検討

試験研究機関の見直し

試験研究機関については、試験・検査・分析業務の集約化を図るとともに、県民ニーズに応える成果と効率を重視した経営管理手法の導入、分野別・業種別の垣根を越えた研究体制の整備を図る。

ア 試験・検査・分析業務の保健環境センターへの移管（H16年度）

イ 試験研究機関等における依頼試験等の見直し（H16年度）

ウ 試験研究機関に成果と効率を重視したマネジメントシステムを導入（H16年度）

- ・ 継続的、定期的な研究評価システムの構築  
事前・中間・事後・追跡評価、第三者による外部評価
- ・ 研究員等の目標管理システムの導入
- ・ 研究評価システムを通じた研究分野の重点化

エ 課題解決型のプロジェクト研究グループの設置など産業別、業種別等の

## 縦割りを越えた試験研究体制の整備（H16年度）

### 公社等外郭団体などの見直し

公社等外郭団体については、平成13年度から実施した総点検の結果を踏まえ、2割程度の団体について統廃合や再編を行うとともに、事業の見直しを図る。

また、審議会等については、委員の公募制導入や女性登用率の向上などに向けた総点検を実施する。

#### ア 公社等外郭団体の統廃合及び再編

- ・能登地域高等教育振興財団の廃止（H19年度）
- ・長寿生きがいセンターを社会福祉事業団に統合（H17年度）
- ・中小企業振興協会を産業創出支援機構に統合
- ・地場産業振興センターと産業創出支援機構の統合（H19年度以降）
- ・繊維産業振興基金協会を産業振興基金協会に統合（H17年度）
- ・雇用福祉事業団の廃止（H15年度以降）
- ・農業開発公社と林業公社の統合（H17年度）
- ・畜産物価格安定基金協会を畜産会に統合
- ・家畜畜産物衛生指導協会を畜産会に統合
- ・酪農業協同組合連合会の再編（H16年度以降）
- ・水産加工振興協会を水産振興事業団に統合
- ・建設技術センターとまちづくりセンターの統合（H19年度）

#### イ 事業の見直し

- ・県民ふれあい公社の経営合理化  
事業所のあり方、のとじま水族館、能登勤労者プラザ、辰口丘陵公園 など
- ・農業会議、21世紀農業育成機構の事務局共同化による農業関係担い手支援業務の統合
- ・公共育成牧場（農業開発公社）の再編
- ・分収造林事業（林業公社）の見直しに向けた経営改善計画の策定
- ・道路公社の事業所統合等による効率化
- ・住宅供給公社の新規団地開発業務の凍結等業務の見直し

## ウ 審議会の見直し

- ・ 審議会委員の公募制導入や女性登用率の向上などに向けた総点検の実施

## (2) 財政運営の見直し

財政の中期見通しを踏まえ、歳入の確保に努めるとともに、職員費、扶助費及び公債費といった義務的経費の縮減、内部管理事務の集約化やIT活用などによる管理的経費の抑制、投資的経費の抑制を図ることにより、財政の健全性を維持する。

これらを通じ、経常収支比率90%未満を維持することを目標とする。

## 歳入の確保

### ア 税収の確保

- ・ 税負担の公平を図る滞納整理の促進
- ・ 税務調査の充実による適正課税の推進
- ・ 地方分権時代にふさわしい自主課税の検討
- ・ 口座振替納税制度の拡充

### イ 遊休財産の適正な管理・処分

### ウ 受益者負担金の見直し

- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 電子公金収納方式の導入検討
- ・ 公営住宅使用料の徴収率向上

### エ 社会経済情勢の変化に応じた基金の見直し

- ・ 運用益活用型基金の一部を取り崩し型基金に変更
- ・ 設置効果が薄れている基金の統廃合

## 義務的経費の縮減

### ア 職員費の抑制

- ・定員適正化計画を策定し、知事部局の職員数を10年間（H15年度～H24年度）で10%（400人程度）削減（前期5%、後期5%）
  - 企業局、各種行政委員会及び議会事務局については、組織規模に配慮しつつ、知事部局の定員削減の趣旨に則り、人員を削減
- ・職員の大量退職時における人員補充にあたって、再任用制度を活用
- ・給与制度改革として、昇給停止年齢の引き下げや退職手当の見直しなどを検討

#### イ 扶助費の見直し

- ・医療費などの抑制に向けた健康づくり施策の充実
- ・医療制度改革に準じた単独施策の見直し

#### ウ 公債費の抑制

- ・減債基金の活用などによる県債の繰上償還の実施
- ・償還期間の延長などによる公債費の平準化、金利の軽減

#### 管理的経費の抑制

#### ア 内部管理事務の集約化（H17年度）

- ・給与、旅費、福利厚生事務について事務センター（集中処理）化  
本庁から導入、その後、出先機関、県立学校へ拡大
- ・物品購入の一元化  
消耗品等の定期一括発注方式の導入 など

#### イ IT活用による業務効率化

- ・電子入札の導入（H19年度本格実施）
- ・電子決裁システムの導入（H16年度）
- ・L G W A N（国・県・市町村の広域行政ネットワーク）の活用
- ・I P 電話（インターネットの技術を活用した電話）の導入検討

など

#### ウ 県有施設の長寿命化の推進と有効活用

- ・保全業務実施体制、有効活用検討体制の整備  
各部局にストックマネージャーを設置
- ・保全管理基準や改築・改修計画の策定

## 投資的経費の抑制

- ア 投資的経費について、景況、雇用情勢にも配慮しつつ、国の経済対策実施前の水準（H3=1,710億円）程度に順次抑制
- イ 公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（H13年度策定、計画期間H13年度～H20年度）の推進
- ・ H15年度の工事コストをH8年度比10%削減（H16年度に目標値を見直し）
  - ・ コスト縮減のため、本県独自の地域の実情にあった整備基準を検討
- ウ VEやPFI等の新たな契約方式の導入促進
- VE（バリューエンジニアリング、Value Engineering）  
企業が顧客の求める品質を満たしつつ費用を下げたり、あるいは費用は変わらないが品質を向上させる提案を行うこと
- PFI（Private Finance Initiative）  
公共部門が直接提供してきた公共サービスを、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、より効率的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法

### (3) 県の仕事とその進め方の見直し

経営資源の制約の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に応えていくためには、行政のスピード化や効率化に努めるとともに、県行政の守備範囲の見直し等を行うことが重要である。そのため、ITの積極的な活用による業務の効率化、省エネ・省資源の徹底、市町村との連携強化、官民の役割分担に応じた民間委託の拡大などに取り組む。

## 資源制約の中でのスピード化

- ア IT活用による県民サービスの向上
- ・ 電子申請の導入
  - ・ 電子公金収納方式の導入検討（再掲） など



イ 事務処理手続き等の簡素効率化

- ・ 許認可の申請手続き等の簡素化  
申請書類・添付書類の簡素化 など
- ・ 決裁権限の移譲による意思決定の迅速化  
専決項目の拡大、合議の縮減 など

ウ 職員共有データベースの構築と活用（H16年度）

- ・ 事務処理マニュアルの作成  
統計事務、許認可事務、選挙事務、庶務事務など
- ・ 県政情報、人材情報、業務ノウハウ等の蓄積と活用

省エネ・省資源の推進

ア 環境ISOの導入など環境に配慮した行政の推進

イ ペーパーレス化計画の策定や光熱水費の削減など

県行政の守備範囲の見直し等

ア 市町村合併に即応した連携の強化

- ・ 市町村合併の推進  
交付金制度等県独自の支援プラン等による全庁的な合併支援
- ・ 市町村合併を見据えた権限移譲の検討
- ・ 市町村合併後の都道府県行政のあり方の研究
- ・ 市町村合併後の近隣（コミュニティー）行政のあり方の研究

イ 民間部門や住民との機能分担の推進等

- ・ 計量検定、土地評価、工事設計・現場管理、研修実施等の業務に係る民間委託の活用
- ・ 住民との協働体制の整備（再掲）
- ・ 外部監査制度などを通じた外部評価の活用
- ・ 個人情報保護条例の制定

### 3 組織活性化のための人材の育成・確保

#### (1)モチベーションの強化

県民と一体となって自主的な地域づくりに取り組むためには、職員一人ひとりのモチベーション（動機づけ、意欲）を高め、意識改革を促すことが重要である。このため、能力・実績による新しい評価・給与制度の検討や働きやすい勤務環境の整備を進めるとともに、試験研究業務の活性化に向けた仕組みづくりに取り組む。

#### ア 能力・実績による新しい評価・給与制度の検討

#### イ 働きやすい勤務体制の整備

- ・時差通勤の導入
- ・幹部職員（部長等）と若手職員のフランクトークの実施 など

#### ウ 試験研究業務の活性化に向けた仕組みづくり（H16年度）

- ・民間企業への定期的な研修派遣の実施
- ・発明等による職員への報償金制度の見直し
- ・学会等参加支援制度の拡充
- ・任期付き研究員採用制度の創設  
大学・民間からの人材登用

#### (2)研修の充実などを通じた資質の向上

職員一人ひとりが時代の潮流を的確につかみ、県民が求める政策を的確に企画立案するためには、職員の政策形成能力の向上が欠かせない課題であり、政策の方向性と直結したこれからのあるべき職員を育成していかなければならない。このため、人材育成ビジョンを策定し、これと連動した研修体系の見直しを行う。また、職場における実践的な人材育成に取り組む。

ア 人材育成ビジョンの策定と研修体系の見直し（H16年度）

- ・階層別研修のスリム化と職員のキャリア形成に応じた選択型研修の拡充
- ・管理職研修の拡充
- ・民間等への派遣研修の拡充 など

イ 職場等における実践的な人材育成の充実（H16年度）

- ・若手職員のジョブローテーションの拡充
- ・部局別人材育成方針の策定と部局研修のための一括予算枠の確保
- ・高度な政策課題に対応する専門家を交えた研究会の設置
- ・自己啓発支援制度の充実

ウ 教員の研修制度の充実

- ・指導力不足等教員に対する研修制度の創設

(3) 幅広い人材の登用

高度化する行政課題に的確に対応するためには、幅広い人材の登用が必要である。このため、民間企業経験者の採用の拡充、女性職員の登用の拡大を図るとともに、職種間の人事交流の拡大を進める。

ア 職務経験者採用の拡充

イ 女性職員の登用の拡大

ウ 職種間の人事交流の拡大

(参考資料)

## 財政の中期見通し

(億円)

		H14	H15	H16	H17	H18	H19
歳入	税・交付税等	3,340	3,360	3,390	3,410	3,470	3,540
	国庫支出金	1,070	1,040	1,030	1,030	1,030	1,040
	県債	700	650	640	640	640	640
	その他	950	790	760	760	760	760
	計	6,060	5,830	5,820	5,840	5,900	5,980
歳出	職員費	1,700	1,690	1,680	1,670	1,720	1,770
	うち退職手当	150	140	140	130	180	240
	一般行政経費	1,490	1,500	1,520	1,530	1,550	1,580
	うち扶助費	310	330	340	350	370	380
	投資的経費	2,130	1,890	1,860	1,860	1,860	1,860
	公債費	790	840	870	910	950	980
	計	6,100	5,920	5,920	5,970	6,080	6,180

\* 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合がある。

収支不足額	40	90	100	130	180	200
経常収支比率	87%台	87%台	87%台	87%台	89%台	90%台
起債制限比率	10%台	10%台	10%台	11%台	12%台	13%台

(参考) 早期景気回復の場合、景気停滞の場合の収支不足額

収支不足額(早期景気回復)	40	90	50	30	80	100
収支不足額(景気停滞)	40	90	100	130	230	300

### 収支不足について

義務的経費（職員費、扶助費、公債費）の増加に伴い、収支不足額はH14の40億円に対し、H19には200億円となる見込みである。

（義務的経費の増加要因）

- ・職員費：団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の増加（H19がピーク）
- ・扶助費：高齢化社会の進展に伴う増加
- ・公債費：国の経済対策等による県債の増に伴う償還の本格化

### 財政指標について

経常収支比率は義務的経費の増加により、H13の84.0%に対し、H14には87%台、H19には90%台となる見込みであり、財政の硬直度高まると見込まれる。起債制限比率についても公債費の増加によりH19には13%台に達すると見込まれる。

#### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とした毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるものです。

#### 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の償還について地方交付税により財源措置される部分を除いて実質的にみた場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す指標です。

## ＜ 財政の中期見通しの試算条件 ＞

### 1 基本的考え方

この推計は、中期的視点に立った財政運営を進めるために、一定の仮定の下に機械的な手法により、今後の財政収支を試みに計算したものである。(10億円単位で推計)

したがって、将来の予算編成を拘束するものでなく、また、ここに計上された計数は、現行の地方財政制度を前提に試算したものであり、試算の前提等に応じ変化するものである。

### 2 試算の前提条件

策定期間：H15からH19の5年間とした。

試算方法：H14決算見込みをもとに一般会計を対象とし、借換債を除いて試算した。

### ＜ 項目別の試算の考え方 ＞

歳入	県税・交付税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.0%、～ +0.5%、～ +2.5%</li> <li>・ 伸び率は、政府の「構造改革と経済財政の中期展望」で公表された経済成長率を参考とした。</li> <li>・ ただし、交付税の公債費算入額は別途積上げ。</li> <li>・ 臨時財政対策債、減税補てん債、減収補てん債を含む。</li> </ul> <p style="text-align: center;">( 上記の他、景気情勢のシミュレーションとして下記についても試算 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期景気回復の場合 0.0%、以降+2.5%</li> <li>景気停滞の場合 0.0%、以降+0.5%</li> </ul>
	国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳出見込みに連動して試算</li> </ul>
	県債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳出見込みに連動して試算</li> </ul>
	その他の特定財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳出見込みに連動して試算</li> <li>( 財政調整基金、減債基金からの繰入金を除く )</li> </ul>
歳出	職員費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与水準： 以降、ペア0で算出。</li> <li>・ 職員数：教職員は児童・生徒数の減少に伴い年0.5%の減を見込む。 その他の職員は平成14年度同数。</li> <li>・ 退職手当は、別途積上げ。</li> </ul>
	一般行政経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶助費：年+4%</li> <li>・ その他： 同額。</li> </ul>
	投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共については、 を の97%、 以降、同額。その他については、 同額。(ただし、能登空港建設事業、小松連続立体交差事業、新県庁舎建設事業等の大規模事業については増減を加味した推計値)</li> </ul>
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規発行分については、年利2%で推計。</li> </ul>